

延監公表第5－2号

地方自治法第199条第14項の規定により、延岡市長から令和4年8月から10月までに実施した監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和5年2月20日

延岡市監査委員 野 下 美智江

同 服 部 俊 明

同 小 野 正 二

文書指摘事項に対する措置状況（令和4年8～10月定期監査実施分）

健康福祉部

こども保育課

文書指摘	<p>(1) 歳入事務</p> <p>窓口で徴収した保育所利用者負担金について、指定金融機関等への払込みが1日遅れているものが、令和3年度に2件あった。</p> <p>窓口等で徴収した公金は、現金紛失等の事故を防ぐためにも、財務会計規則及び会計事務手順書に基づき、速やかに指定金融機関等へ払い込むよう努められたい。</p>
	<p>措置内容（措置日：令和4年9月～）</p> <p>窓口での徴収に関しては、時間帯によっては当日の払込みができないことがある。その際には、金庫で適切に管理し、必ず翌日朝に金庫当番が現金、窓口入金受払簿を確認し、金融機関への納付を行う。当番による金庫確認完了後、保育係長が再度金庫内を確認することで、当番の失念を防ぐ。</p>
	<p>(2) 保育所利用者負担金の収納に関する事務</p> <p>保育所利用者負担金は市の歳入であるが、その収納事務を委託している。</p> <p>市歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託したときは、地方自治法施行令第158条第2項及び財務会計規則第54条の規定に基づき、「会計管理者の合議を経て市長決裁を受け告示しなければならない」とされているが、会計管理者の合議がなく課長決裁となっていた。</p> <p>今後は法令等に基づき、適正な事務処理に努められたい。</p>
	<p>措置内容（措置日：令和5年3月予定）</p> <p>次年度の委託事務更新の際には、会計管理者合議を経て市長決裁を受け、適正な事務処理を行う。</p>

障がい福祉課

文 書 指 摘	<p>(1) 歳入事務</p> <p>補助金等に係る歳入調定の起票遅れが、令和4年度に3件あった。 今後は財務会計規則及び会計事務手順書に基づき、適正な事務処理を行うよう改善を求める。</p>
	<p>措置内容（措置日：令和4年12月13日）</p> <p>財務会計規則、会計事務手順書等に基づき、適正な事務処理を行うとともに、国・県補助金等の事前に歳入調定の見込みがある案件については、前年度のスケジュールを踏まえたリスト管理を行い、調定の起票漏れがないよう改善します。</p>
	<p>(2) 助成給付に関する事務</p> <p>人工透析患者等通院交通費助成事業実施要綱第5条第1号に基づいた助成について、算定誤りが令和3年度に1件あった。また、同要綱第6条第2号の条文内容が不明瞭のため、助成額を算定するに当たって解釈に差が生じ、算定された助成額が正確なのか判断できないものが見られた。 今後は実情と照らし合わせ、必要があれば要綱の改正を検討するよう求める。</p>
	<p>措置内容（措置日：令和4年12月13日）</p> <p>人工透析患者等通院交通費助成事業実施要綱について、助成額の算定にあたって解釈に差が生じないよう条文の内容を改正し、適正な事務執行に努めます。</p>